

＜諸外国における民事訴訟の審理期間の実情等の概観＞

1 はじめに

最高裁判所では、平成19年1月から2月にかけて、アメリカ（連邦、アリゾナ州、ニューヨーク州、カリフォルニア州）、英国（イングランド、ウェールズ）、フランス、ドイツに裁判官を派遣し、各国における民事訴訟の審理期間の実情等についての調査を行った。

この調査は、主として、各地の学者、裁判官、弁護士、司法関係職員等に対してインタビューを実施し、民事訴訟の審理の運営や審理期間の実情、審理期間に影響を及ぼす要因や背景事情等に関する情報収集を試みたもの。

得られた情報はインタビューの相手方である裁判官、弁護士等の感覚や考え方に基づくものであり、もとより客観的なものではなく、また、網羅的なものではない。それでもなお、これらのインタビューの結果は、各国の民事訴訟の審理期間に関し、文献等による調査では分からない裁判官、弁護士その他の関係者の感覚や受け止め方の一端を生々の形で伝える資料として、我が国の民事訴訟の審理期間に影響を及ぼす要因やその背景事情に関する考察に新たな視点を提供するものといえよう。

そこで、我が国の民事訴訟の審理期間に関する考察の視点を踏まえつつ、各国の民事訴訟の審理期間の実情等を概観することとする。

2 審理期間の実情等

○ アメリカ

手続の流れは、連邦裁判所、各州裁判所と異なるが、大まかには、①訴状提出とその送達、②応訴（答弁書の提出）、③証拠開示手続（Discovery）、④トライアル前のモーション（Pre-trial Motion）を経て⑤トライアル、⑥判決となる。

民事事件について、調停、仲裁等の多様なADRが利用可能であること、陪審によるトライアル・評決の不確実性ないし予測困難性からトライアルを回避し、これに至る前に和解、調停、仲裁等により紛争の決着を図る傾向が非常に強くなったこと等の事情から、トライアルまで行って終局する

事件は極めて希である。

民事第一審訴訟では、③証拠開示手続及び④トライアル前のモーションに長期間を要したため、審理が長期化する例が多いと言われている。

連邦地方裁判所における民事第一審訴訟の審理期間の中位数は、8.5月（2004年）。

○ イギリス（イングランド及びウェールズ）

高等法院女王座部を例に民事第一審訴訟の手続の流れを見ると、①提訴（claim）、②争点整理（statement of case）、③証拠開示（disclosure）、④トライアルの申込み（setting down for trial）、⑤トライアル、⑥判決というものである。

民事第一審訴訟事件の新受事件は多いが、その多くがトライアルまで行くことなく、和解等により終局している。

トライアルの申込みまで至った事件の提訴からトライアル開始又は事件終了までの平均期間は22.4月（2004年）。そのうちトライアル申込みからトライアル開始までの待ち時間は12.5か月であり、提訴からトライアル申込みまでの期間（9.9月）を上回っている。

* 従来は、提訴からトライアル申込みまでの期間が長期化しており、ピークの1998年には33.0月に及んだ。その後2002年23.8月、2003年24.9月となった後、2004年には9.9月まで激減している。

○ フランス

我が国の地方裁判所に当たる大審裁判所における民事第一審訴訟手続の流れは、①召喚状の送達、②事前手続、③弁論期日、④判決というものである。

民事第一審本案訴訟の平均審理期間は、9.6月（2004年）。

大審裁判所における民事訴訟の審理では、事前手続にその多くの期間が費やされる。事前手続では、各当事者の弁護士間で、準備書面の送達、書証の伝達が行われ、また、証拠調べを命じる裁判があった場合は証拠調べが実施される。また、鑑定が多用され、全民事訴訟事件の4分の1あるいは3分の1の事件において鑑定が実施されるとも言われている。その反面、審理は、書証優先主義で、人証調べはほとんど行われず、弁論期日は通常

1回で終了する。

- * 大審裁判所のほか我が国の民事第一審訴訟事件を取り扱う裁判所として、労働裁判所（平均審理期間12.4月）、商事裁判所（平均審理期間5.3月）、地方行政裁判所（平均審理期間21.3月）等の裁判所があり、これらの裁判所と大審裁判所の事件全体の平均審理期間は10.7月。

○ ドイツ

第一審民事訴訟手続の流れは、①訴状提出、②「早期第一回期日方式」又は「書面先行手続方式」による審理、③終結というものである。

- * 「早期第一回期日方式」は、できるだけ早い時期に第1回期日（早期第1回期日）を指定して、この期日において裁判所と双方の訴訟代理人とのやりとりを行った上で、引き続いて指定する期日（主要期日）に集中証拠調べを実施して事件を処理するというものである。
- * 「書面先行手続方式」は、期日指定をしないまま当事者間の書面交換を行い、その結果を踏まえて、1回の集中証拠調べ期日（主要期日）により事件を処理するというものである。

地方裁判所における民事第一審訴訟の平均審理期間は、2004年で7.2月。

終局区分別割合は、判決42.7%（うち争訟的判決23.9%、欠席・放棄・認諾判決18.8%）、和解21.5%、取下げ12.5%、その他23.3%。人証調べは原則1回の期日で集中的に行われ、尋問に要する時間も短い。鑑定には時間がかかり、正確な統計はないが、6か月から1年の期間を要するとされている。

- * 我が国の（広義の）民事第一審訴訟に相当する訴訟が、行政裁判所（平均審理期間13.6月）、労働裁判所（平均審理期間に関する資料未入手）、社会裁判所（平均審理期間14.7月）及び財政裁判所（平均審理期間17.0月）で処理されている。平均審理期間に関する資料のある地方裁判所、行政裁判所、社会裁判所及び財政裁判所の事件全体の平均審理期間を計算すると11.4月。

3 審理期間に影響を及ぼす要因等

(1) 争点整理段階の期間に影響を及ぼす要因

ア 争点整理手続における当事者主義の原則及び裁判所の関与

○ アメリカ

当事者対抗主義（Adversary System）が土台となっており、当事者双方が全力を尽くして主張・立証を行うことが真実（妥当な結論）に至る最良の方法であるという考え方が基本にある。

訴訟手続も当事者が自主的に進めていくのが原則であり、裁判所の関与は、手続進行上紛議が生じた場合や中間的な判断が必要な場合に当事者の求め（モーション）に応じて裁判所が判断する、当事者においてトライアルの準備が整ったら陪審を選んでトライアルを実施する、というように極めて受動的なものであった。

近年では、訴訟進行を当事者任せにすることによる審理期間の長期化の反省から、連邦裁判所、州裁判所とも、訴訟の早い段階から裁判官が積極的に事件の進行に関与し、ディスカバリーなど当事者主体の手続段階においても、事件の性質に応じて手続の進行ペースを典型的に定めたり、最終的な終了時期を1年、2年、3年というように予め決め、それに向けた各段階の期限を区切ってしまうというような運用（Scheduling Order など）がされている。期限を遵守しなければ有利な証拠や主張の排除、申立て（場合によっては訴え自体）の却下といった制裁が現実に科せられる（仮に当事者の準備能力が不十分なため期限までに十分な準備ができず、不利な結果となっても、それは当事者の責任であるという見解が複数の面談者から示された。）が、正当な理由があれば期限の延期が認められることもある。ただし、裁判官による関与の度合いや実効的な制裁の有無は裁判所によって様々である。

○ イギリス

伝統的に当事者対抗主義が採用されており、当事者が手続の進行について主導権を持つとされてきた。争点整理、証拠の開示、トライアル前における和解はいずれも当事者の責任において行われ、裁判所が積極的に職権介入することはなかった。

1999年施行の民事訴訟規則（Civil Procedure Rules、以下「新民訴規則」という。）では、行き過ぎた当事者対抗主義を修正し、裁判所によるケース・マネジメントを図るなどの試みがされているが、基本的には「依然として当事者対抗主義のままであり、職権主義や、ドイツのように裁判所が事件を形成し、先導していくシステムに移行したわけではない」と指摘される。

当事者対抗主義の一方で、裁判所が訴訟手続に関与する場合には、厳しくコントロールが行われる。新民訴規則施行以前でも、トライアル前の手続で当事者が裁判所の関与を求めた場合には、これに対する指示、命令は具体的かつ詳細なものとなることが多く、コントロールの手段も多様であった。

* 例えば、準備書面の提出や釈明も、短期の期間を区切って具体的に命じられ、かつこれを怠ったときの制裁まで明示されることが多かった。

このような厳しい訴訟指揮は新民訴規則施行後も基本的には維持されている。ケース・マネジメントを担当する裁判官（トライアル担当裁判官とは異なる）が作成した審理計画は拘束力を有し、これに従わなかった場合には、訴訟費用の負担や、場合によっては、証拠の提出の禁止をはじめとする制裁の不利益を受けることになっている。

* イギリスでは、1990年代後半に大規模な民事訴訟改革が図られ、1999年4月に新民事訴訟規則が施行された。この改革は、1994年から開始された民事司法制度の諸問題に関するウルフ卿（Lord Woolf）の調査等を踏まえたものである。ウルフ卿の調査では、当時のイギリス民事司法の問題点として、①訴訟にかかる費用が高額であること、②訴訟遅延が深刻であること、③訴訟手続が複雑であることなどから、当事者の裁判へのアクセスが阻害されていることが指摘された。そこで、この改革では、(i)できる限り訴訟以外での解決を目指す、(ii)訴訟をせざるを得ないときでも、なるべく早期に和解を目指す、(iii)訴訟の遅延を防ぎ、訴訟にかかる費用を合理的なものに押さえる、などという点が目標とされた。

○ フランス

事前手続（institution）の進行が基本的には当事者に委ねられていることが特徴的である。

事前手続においては、弁護士は、準備書面と書証の準備をするとともに、事前手続終結命令までに相手方弁護士に準備書面を送達し、書証を伝達する。これらの作業自体には裁判所が関与することはなく、一次的には弁護士の自発性に任せられている。この段階では、書証は裁判所には提出されないため、裁判官は書証の内容を知らないのが通常である。準備書面の写しは裁判所に提出され、一件記録につづられるが、裁判官はこの内容についてはほとんど関知しないとされる。

* 裁判官が、弁護士に対し、準備書面の送達や書証の伝達をなすべき期限を定めることは可能であり、実際にも積極的に行われている。また、期限が守

られなかった場合、裁判官は事前手続の終結や抹消命令といった制裁を科すこともできる。しかし、フランスでは、「裁判官は、事前手続の段階において、双方弁護士が主張したいだけ、その主張したいように、主張させなければならない。」との考え方が浸透しており、実際にも、裁判官は、当事者に主張の機会を与えることが多く、そのため、主張自体失当であるような場合でも長々と準備書面の交換が続くこともある。

○ ドイツ

ドイツ民事訴訟法は、訴訟は原則として包括的に準備された1回の期日（主要期日）において処理されなければならない旨を規定する。

裁判所が指定した主要期日は、例外的に重大な事由がある場合に限り取消し若しくは変更され、又は弁論を延期することができるが、当事者の準備が不十分等の理由だけでは延期等は許されず、弁護士が期日の引き延ばしを図るのは難しいと言われている。

- * ドイツでは、訴状の段階から争点が整理された状態で提出され、答弁書もそれに対応した内容となっているため、訴状と答弁書で当事者双方の主張がほぼ出そろふことが多い。また、早い段階から書証も整理され、人証の申出書も提出される。そのため、争点整理のために期日を重ねたり、争点整理案を作成したりするなど裁判所主導で争点整理を行うようなことはない。
- * ドイツ民事訴訟法296条は、適時に提出されず、又は相手方に対して必要な調査をなし得る適時に通知されなかった攻撃防御方法の却下を規定する。同条に基づく却下は現実にはほとんど行われていない模様ではあるが、なお「時機に後れた提出に対する抽象的な威嚇としての役割を果たして」とされ、弁護士は、時機に後れた攻撃防御方法として却下されないよう、主張・立証を早め早めに提出していると言われている（弁護士がそのように早期提出を実践しているからこそ、時機に後れた攻撃防御方法として却下される例が現実にはほとんどないという見方もできる。）。

イ 争点整理に至るプロセス

○ アメリカ

訴状においては原告側は非常に曖昧な主張を行い、他方被告側は考え得る限りの抗弁を主張することが通例であると言われ、モーションのやりとりを通じて、無益、不合理な請求や主張が取り下げられたり却下されたりして、訴訟の争点が明確になっていく。

- * その結果、実際には争点は非常に単純なものであったり、実質的にはトリアルによって確定すべき事実の争いがないか容易に認定できる事実であることが明らかになることがあり、その場合には、当事者が **Summary Judgement** を求めるモーションを提出し、認められれば、訴訟は終結する。全体的な事件の終局ではない場合でも、**Partial Summary Judgement** によって争点の相当

部分について判断が出された結果、和解が可能になるというケースもある。

モーシヨンの成否が訴訟の帰すうを決める重要な要因となり、さらに段階的に多種多様のモーシヨンが想定されるため、大規模な事件では極めて多数のモーシヨンが提出され、審理に相当の時間が取られることが多い。

○ イギリス

イギリスの訴訟文化の特徴として、「まず訴訟を提起」するという傾向が強いことが指摘されている。当事者から事件を受任する弁護士は、受任後直ちに訴えを提起して相手の反応を見る、さらに証拠開示により相手方の資料を得て事件の見込みを付ける、というのが一般的であるとされる。

* このような実情の下では、大陸法諸国では訴訟提起前の当事者間の交渉に当てられる時間が、イギリスでは訴訟提起後の時間に算入されるため、結果として統計上の審理期間を長くしているという見方もできる。

なお、新民訴規則では訴訟提起前から当事者間で情報交換をさせ、訴訟をできるだけ回避するために、訴訟前の当事者間の協議等についての指針を定めている。これにより「まず訴訟を提起」という訴訟文化がどれだけ変容するのか注目される。

○ ドイツ

争点が整理された訴状や、それに対応した内容の答弁書が提出されるため、訴状と答弁書で当事者双方の主張がほぼ出そろふことが多く、早い段階から書証も整理され、人証の申出書も提出される。そのため、我が国のように、争点整理のために期日を重ねたり、争点整理案を作成したりするなど裁判所主導で争点整理を行うようなことはない。

ウ 証拠開示手続の長期化

○ アメリカ

ディスカバリーの段階が、訴訟手続全体の中で審理期間の相当大きな部分を占めている。

米国のディスカバリー制度は他国に例を見ないほど広範かつ徹底的な証拠収集制度であり、事件に関係するあらゆる文書（E-mail などの

電子文書を含む。)の開示や必要な情報に関する文書作成を求めることができるといっても過言ではない。また、トライアルにおける証人尋問の前提としての供述録取書 (Deposition)の作成 (双方当事者 (代理人)が立ち会い、交互尋問の形で行われ、法廷速記者が記録する。)も広範に行うことが可能である。

商取引に関わる紛争、クラスアクション、製造物責任訴訟など多数の当事者が関係する訴訟などにおいては、開示対象となる文書数が極めて多数に上ることになる (倉庫数室分の文書というケースもまれではない)。これらの文書の開示準備だけでも相当期間を要するし、開示された文書を分析して必要な証拠を探し出すのもまた非常に手間のかかる作業となる。また、供述録取書についても、供述者、双方当事者 (弁護士)の日程の調整、供述録取書が証拠採用されることを想定した準備 (弁護士による入念な尋問事項の検討や供述者本人とのリハーサルなど)等に多大な労力と時間が費やされるため、大規模な訴訟において多数の供述録取書を作成する場合、これに要する期間は相当長期間に及ぶ。

○ イギリス

イギリスの証拠開示手続はアメリカの手続ほど濫用の危険は多くないとされていたものの、それでも相手方に対して圧力等を加える目的で過剰に用いられるなど行き過ぎた当事者対抗主義から訴訟遅延等の問題をもたらしていたとの指摘があった。

* 当事者間で開示する・開示しないのやりとりを経た後、結局当事者の一方が裁判所に開示命令の申立てをし、命令が出された後も、期限延長の申立て、制裁付命令の申立て、裁判所の勧告、制裁付命令、期限ぎりぎりの提出、といった経緯をたどることも多いとされていた (「juggling」と呼ばれる)。

新民訴規則では、証拠開示をすべて裁判所の命令にかからせることとした上、その対象範囲も狭めるなどの規律を設けている。

エ 付随手続の長期化

○ アメリカ

ディスカバリーが終了した後、トライアルに至るまでの間にも様々なモーションが提出される。多くのモーションは個々的には単純な申

立が多く、主張交換や裁判所による判断には時間はかからない。しかし、訴訟の様々な段階で多様かつ多数のモーションが提出されれば、全体としてその処理には長い時間を要する。また、先例がないなど判断に時間を要する申立があった場合、その検討に数か月あるいは1年以上の期間を要する場合があるとの指摘もある。さらに、モーションに対する判断は独立して不服申立の対象となるものがあり、そのような場合には、その判断が確定するまで本体の事件が動かなくなるという事態が起こる。

* クラスアクションなど多数の当事者が関係する事件などにおいては、数千件に及ぶモーションが提出されたこともあったということである。

○ イギリス

被告が原告に対してより詳細な請求原因事実の特定を求めたり、原告が被告の主張の明確化を求めたりする求釈明（ファーザー・アンド・ベター・パーティキュラーズ、*further and better particulars*）の制度がある。複雑な事件では数十カ所にわたる求釈明が出ることも珍しくなく、かつ双方当事者で何度も繰り返されることも多くあり、これが訴訟の引き延ばしに利用されているとの批判もあった。

(2) 証拠調べ手続の期間に影響を及ぼす要因

ア トライアルまでの待ち時間

○ アメリカ

裁判所（裁判官）によっては、手持ちのトライアル事件が多く、既に相当数のトライアルが予定に入っているため、新たに事件がトライアルに熟したとしても、実際に実施できるのが相当後になるという場合がある。

さらに迅速な刑事裁判（トライアル）を受ける権利が憲法上保障されているため、トライアルに熟した事件が出てきて、これを担当する裁判官が不足すると、民事事件を担当する裁判官でも、急遽その刑事事件を担当させられることになる。この場合、たとえ既に民事事件のトライアルの期日が決まっていたとしても、それを変更して刑事事件のトライアルを実施するという事態がしばしば生じる。

○ イギリス

トライアルの申込み（セットダウン）からトライアルまでの待ち時間は、裁判所の責任による待ち時間であると考えられており、この待ち時間の長さは1980年代から裁判所の課題とされていた。高等法院女王座部における平均審理期間（提訴からトライアル開始まで）を、提訴からトライアルの申込みまでと、トライアルの申込みからトライアル開始までに分割したものの推移に関する資料によれば、1999年の新民訴規則施行以後、提訴からトライアルの申込みまでの期間は減少傾向にあるが、トライアルの申込みからトライアル開始までの期間はむしろ増加しており、2004年にはついに逆転して、1年を超える長い期間（12.5月）を要していることが把握できる。このようなトライアルの待ち時間の長期化傾向は、トライアルの申込みまでの期間が短縮して、トライアル待ちの事件数が一時的に増加したことなどによる一過性のものなのか、それとも慢性的な傾向なのかは、しばらく時間を見て評価すべきものと思われる。

イ 鑑定に要する期間

○ フランス

フランスの民事訴訟では、鑑定が非常に多く用いられる。この鑑定の多用が、フランスでの審理期間を長期化させている要因の1つであるといえる。

フランスにおける鑑定の運用は、鑑定人が裁判官のような立場に立ち、鑑定事項について双方当事者の主張の聴取、関係者からの事実関係の聴取、検証、実験等を実施して鑑定報告書を書くというものであり、いわば鑑定人主宰の証拠調べともいえる。鑑定の対象となる事項は、我が国よりかなり広く、多少なりとも専門的な事項が証明の対象となれば、すぐ鑑定が命じられるとの指摘もある。

* 例えば、当事者間の継続的取引の内容が争点となり帳簿や伝票類等の多数の証拠が出てくるとすぐに簿記鑑定に付されたり、また交通事故における人身損害の立証についても大半が鑑定を経て判決に至る。裁判官が多忙なことから、証人尋問が必要な場合に鑑定を命じて鑑定人に証言を聞いてもらおうとする現象も一部にあるとされる。

* 鑑定に付される事件の割合としては、やや古いものの、1984年のパリ

資料 2

大審裁判所においては、全民事訴訟事件（レフェレを含む。）の約4分の1の事件で鑑定が実施されたとされている。また、今回の調査においても、面談者の1人（民事訴訟法学者）から「民事訴訟のうち、約3分の1は鑑定に付されている。」との発言もあった。

鑑定手続には時間が掛かり、特に、鑑定報告書の提出遅延は、事前手続における当事者の訴訟行為の遅延と並んで、民事訴訟の遅延の大きな原因の一つであると言われている。他方、鑑定人の選任手続に時間が掛かるということはない。これは、フランスでは破毀院及び各控訴院がその管内の専門家を登載した鑑定人名簿を毎年作成すべきことが義務付けられているところ、この鑑定人名簿に掲載されることは専門家にとって一種のステータスであり、掲載を希望する専門家が多いという事情がある。

- * 平均鑑定期間としては、やや古いだが、1992年の調査の結果、大審裁判所で鑑定を命ずる裁判から鑑定報酬支給決定までの平均期間は295日であると報告されている。また、今回のフランスにおける調査でも、「鑑定に付されればそれだけで1年くらいは訴訟期間が長くなる。」（司法省担当者）、「鑑定だけで2年を費やしている事件もざらにある。」（民事訴訟法学者）という発言が相次いだ。
- * 鑑定期間が長くなる理由として、鑑定人の多忙がある。1人の鑑定人が多数の鑑定を同時に抱えていることも珍しくない。裁判所の鑑定報酬が収入の大半を占め、鑑定を職業としていると言っても過言でない者が存在し、自分の労力の7～8割を裁判上の鑑定に費やし、収入の7～8割も鑑定報酬であるという人が決して少なくない。
- * 裁判官は、提出期限を徒過した事件については鑑定人に対して理由の報告を求めることができ、場合によっては鑑定人の交代を命じることもできる。また、1998年12月28日デクレは、鑑定の実施の監督を特別に担当する監督裁判官を制度化するとともに、鑑定報酬を決定する要素として鑑定期間の遵守等を定め、期間を徒過した鑑定人の報酬を引き下げるための手続を整備している。しかしながら、これらは鑑定書の提出期限を遵守させる決定的な要素とはなっていないうえ、鑑定人から鑑定期限の延長の申立てがなされれば、裁判官は比較的容易に延長を認めているという実情もある。

○ ドイツ

一般に、我が国よりも鑑定が活発に利用されており、その対象も医療関係訴訟や建築関係訴訟にとどまらず、様々な分野において頻繁に利用されている。

鑑定に付される事件の場合、特に医療関係訴訟や建築関係訴訟においては、鑑定事項は専門的であり、また広範な事項にわたることから、

鑑定人が鑑定報告書を提出するまでの時間も長期間となる。鑑定人が鑑定報告書を提出するまでの期間は裁判所はコントロールできず、また実際に長期化しているとの指摘も多くある。他方、鑑定人の選任にはそれほど時間を要していない。その理由としては、①建築関係訴訟では公選鑑定人制度があり、その名簿は裁判所にも配布されていること、②医療関係訴訟では裁判所の医療部で分野ごとの名簿を作成していること、③医師にとっては質のよい鑑定を作成することが昇進の条件にもなっているといえること、④そもそも専門家(医師や建築士等)の人数が我が国より多いこと、⑤ドイツの国民に、国民が司法に参加し、司法に協力するのが当然だという意識が定着していること、などが指摘されている。

* 今回のドイツにおける調査で、時間の掛かる訴訟手続として面談者全員が指摘したのが、鑑定手続であった。

* 鑑定期間についての統計は見当たらないものの、今回のドイツにおける面談や、過去の文献等によれば、おおむね6月から1年程度の期間を要するとされている。

ウ 人証調べに要する期間

○ フランス

証人尋問及び当事者の本人出頭(当事者尋問)がほとんど行われな
ない。いわば書証優先主義であり、裁判官は、ほぼすべての事件におい
て書証(鑑定がされた場合は、鑑定報告書)から心証を形成し、事実
認定をしている。

人証調べがほとんど行われな理由としては、①契約社会である、
②法制度上、証言による証拠が許容されない場合がある、③鑑定及び
供述書で代替されている、④人証に対する不信感が強い、⑤裁判官が
多忙である、⑥真実発見の要請が薄い、といったことが指摘される。

* 人証調べが行われなこと自体は、審理期間を短くする要因と言えるが、
前記のとおり、フランスでは鑑定が人証調べの代替的に用いられていること
があり、この鑑定手続には一般に時間がかかる。そこで、人証調べに代えて
鑑定が行われるのであれば、結局、審理期間全体の長さは変わらないといえ
る。むしろ鑑定手続は裁判官によるコントロールが直接及ぶわけではないた
め、裁判官が直接人証調べを行う場合に比べて長くなる可能性すらあろう。

○ ドイツ

我が国と比較して、人証調べ全体にかかる時間が少ない。

人証調べの時間が短いことの背景事情としては、以下の点が指摘されている。

① 交互尋問方式は採用されておらず、裁判所が最初に尋問するのが通例であり、双方の訴訟代理人は裁判所の尋問が終了した後、補充的に尋問するにすぎない。その結果、双方の訴訟代理人が細かな間接事実にあたって微細に尋問するということではなく、争点の核心部分について直接聞き出すにとどまることが多い。

* なお、交互尋問方式が採用されず、かつ間接事実の微細な尋問がされていない背景としては、弁護士倫理上、訴訟代理人は証人尋問以前に証人と接触すべきではないとされていることが挙げられる。訴訟代理人が証人と事前に綿密な打ち合わせを行うことがなく、証人がどの程度の知識を有しているか、間接事実についてどの程度の情報を持ち合わせているかが分からないため、主尋問・反対尋問という交互尋問方式の前提を欠き、かつ、周辺事情についての尋問もほぼ困難な状況であるものといえる。

② 当事者尋問はほとんど行われぬ。民事訴訟法上、当事者尋問については補充性を要件とする規定が置かれている上、自らの当事者尋問は相手方当事者の同意がなければ実施できないが、実務上、相手方が同意をすることはまずあり得ないからである。

③ 前記のとおり、鑑定が積極的に活用されているため、我が国では人証により立証するような事項であっても、ドイツでは人証調べを行わず、鑑定に付しているということができる。

④ ドイツの社会では、我が国と異なり、様々な法的関係の場面において詳細な契約書を作成し、契約条項の遵守を重視している。このような日常の経済活動における意識の違いが、訴訟においても、人証調べに掛ける時間が我が国と比較して少なくなっている背景にあるものといえる。

(3) 審理が長期化しやすい事件類型について

○ アメリカ

今回の調査において、多くの関係者が、「複雑訴訟」(Complex Litigation)は審理が長期化するとの指摘をした。ただし、どのような事件が「複雑訴訟」なのかは論者によって一様ではなく、多数当事者の事件、請求額

の大きな事件というのが共通項のように思われた。これらの事件は、関係する証拠が膨大になり、また、請求額が大きいため、当事者も弁護士もより手間と費用をかけ、徹底的な訴訟（準備）活動を行うためであろう。長期化する事件として、多くの関係者が例に挙げたのは、製造物責任訴訟、不正競争訴訟、特許・知的財産権訴訟、クラスアクションなどである。

その他、人事事件、家族関係の事件は非常に時間がかかるとの意見があった。離婚事件などでは、離婚自体は早期に成立するが、財産分与や子の養育権などを巡って何年も争われ、結局訴訟自体は終了しないということのようである。また、遺産を巡る訴訟、後見に関する事件などは、多くは州の家庭裁判所 (Family Court) に係属することが多いが、非常に長期化するようである。

- * 医療過誤訴訟や建築瑕疵訴訟については、カリフォルニア州、ニューヨーク州においては、これらのタイプの事件は他の事件と何ら変わりはなく、「複雑訴訟」とはいえないという意見が多かった。裁判官は請求・主張の当否には関与しないのが原則であるため、医学や建築に関する主張自体の当否を判断する立場にはなく、当事者双方が専門家証人の証言を求めて陪審を説得するという構造は、他の事件と何ら変わりがないという考えのようである。
- * 他方、一部の代表的なカウンティに限った統計情報によれば、医療過誤事件は他の事件に比べてかなり審理期間が長くなっている。争点の専門性のため、専門家証人の **Deposition** の回数、その準備などに他の事件よりも多くの時間が費やされていることが予想された。統計情報が完全ではないため断定はできないが、実務家の感覚と統計データとの乖離があるようにも見受けられる。この点については、裁判所から見ると、医療過誤事件も他の事件とその進行や裁判所の関与の仕方に差がないこと、医療過誤事件の事件数自体は裁判所の処理する事件のごく一部分であり、裁判官の関心を引く部分ではないことなどによるのではないかとの指摘もあった。

○ イギリス

審理期間が長期化する事件類型として、人身傷害訴訟 (**personal injury**)、多数当事者訴訟、知的財産訴訟などが挙げられた。また、「ウルフ・レポート」では、時間が掛かる訴訟として医療過誤訴訟が指摘されている。一方、「時間がかかる訴訟類型というのは存在しない。どのような類型であっても、長くかかるものは長くかかり、短く済むものは短く済む。」との発言もあった。

- * このような発言の背景としては、①イギリスでは裁判官・弁護士ともに訴訟類

型ごとの専門化・細分化が進んでいるため、異なる訴訟類型同士の比較というものがしがたい、②複雑な論点を多少抱えているケースであればどのような訴訟類型に属するケースであってもそこそこ時間がかかるため、実際のところあまり差はない、といったことが想像される。

○ フランス

医事関係訴訟、建築関係訴訟、知的財産権訴訟、多数当事者訴訟を挙げる者が多かった。いずれも複雑な争点を含み、かつ鑑定が必要となる場合も多いから、という説明であった。

なお、医療過誤・弁護過誤等事件（新受件数のうち、約半数が医療過誤訴訟）の平均審理期間は19.0月、建築請負契約事件の平均審理期間は17.7月、競争法及び工業所有権事件の平均審理期間は16.2月、著作権事件の平均審理期間は15.5月であり、統計上もこれらの訴訟の審理期間が長期化していることが明らかであった。

○ ドイツ

医療過誤訴訟、建築瑕疵訴訟を挙げる者が多かった。理由としては、争点が複雑であること、記録が膨大になること、鑑定に付されることが指摘されていた。

なお、地方裁判所における医療過誤訴訟の平均審理期間は17.1月、建築瑕疵訴訟の平均審理期間は9.8月である。

4 審理期間に影響を及ぼす制度的背景等

ア 弁護士報酬制度との関係

○ アメリカ

米国における弁護士の報酬は、時間制(Time Charge)を取っている場合が多い。ただし、人身傷害訴訟(personal injury)の原告側の代理を主として行う弁護士の場合は成功報酬制(Contingency)の場合が多いようである。

時間制の場合、できるだけ時間をかけた方が弁護士としては収入が増加するため、必要ないし有益な活動を可能な限り行おうという動機が強く働くとの指摘が多い。

* もとより、不必要な訴訟活動は依頼者に損害を与えることになるため許されず、また、依頼者も（特に企業の場合）弁護士の活動を注意深く監視しているため（この傾向は依頼者側の管理能力の向上により近年強まっている。）、

弁護士が報酬引上げのため無制限に活動するわけではない。しかし、今回の調査では、少なくともこのシステムは、訴訟に費やす手間や時間を短くする方向には働かないとの意見が多かった。

他方、成功報酬制（例えば個人の損害賠償請求事件では、勝訴の場合には被告からの受領額の何割という形で報酬を取るが、敗訴した場合には費用も含め金銭は一切入らない。）では、弁護士は、多数の事件を並行的に受任して経営上のリスク分散を図る。その結果、特定の事件に割くことのできる時間は少なく、また、事件の輻輳により、できるだけ準備を後回しにしようという動機が強くなるとの指摘がある。

○ イギリス

弁護士報酬の定め方は、単位時間当たりいくらという時間制（Time Charge）が一般的である。そのため、訴訟活動が活発であればあるほど、そして訴訟活動が長引けば長引くほど、弁護士報酬も高額化するという関係にある。したがって、報酬を受ける弁護士にとっては、少なくとも経済的観点からは、訴訟期間が長引けば長引くほど多くの収入を得ることができるのであり、このことが、イギリスにおける訴訟の平均審理期間を長期化させてきたとされる。

○ ドイツ

ドイツの弁護士手数料の額は、連邦弁護士手数料法で法定されている。同法によれば、弁護士手数料は原則として訴訟物の価額を基準として算定されるものであって、訴訟の結果、事件の難易度、弁論・証拠調べの回数、終結までに要した期間に関係なく定まる（一括手数料制）。時間制の手数料は法定されておらず、時間制を採用するためには依頼人と弁護士間の特別な合意が必要である。また、我が国で一般的にみられるような成功報酬制は禁止されている。このような法定の一括手数料制は、ドイツにおいて、民事訴訟の審理期間を迅速化している一要因であるといえることができる。

* 時間制ではなく一括手数料制が法定手数料として定められていることは、弁護士にとってみれば、1件の訴訟事件に時間を掛ければ掛けるほど単位時間当たりの弁護士手数料は少なくなり、1件の訴訟事件を迅速にすませればすませるほど単位時間当たりの弁護士手数料は高くなる、という関係に立つ

ことになる。したがって、弁護士にとっては、経済的観点からは、訴訟を不必要に引き延ばそうという動機に欠け、むしろ訴訟を迅速化させようという動機を強く有する。また、成功報酬制が禁止されていることから、弁護士が必要以上に訴訟の勝敗にこだわらず、したがって無駄な主張を繰り返したり、訴訟を引き延ばしたりすることはないと指摘されている。

イ 弁護士費用の敗訴者負担制度との関係

○ イギリス

弁護士費用を含めた訴訟費用の敗訴者負担制度が採用されており、勝訴すれば、自己の弁護士費用をほとんど負担しなくてすむ一方、敗訴すれば相手方の弁護士費用を含めた莫大な出費を強いられることになる。このため、いったん訴訟が開始され、かつ勝訴・敗訴の見通しが直ちに立たないような場合には、いずれの当事者も敗訴による出費のリスクを避けるため、勝訴を目指して過剰な訴訟活動を選択しがちであると指摘されている。したがって、訴訟費用の敗訴者負担制度は、当事者側の要素として、訴訟の平均審理期間を長期化させてきたものの1つといえよう。

* 新民訴規則も基本的には訴訟費用の敗訴者負担制度を維持しているものの、当事者が負担する訴訟費用等について裁判所の裁量を強化している。

ウ 法律扶助制度の整備との関係

○ イギリス

イギリスの法律扶助制度はよく整備され、西欧諸国の中で最も多くの金額を支出しているとも言われている。資力がなくても国からの援助を受けて訴訟活動ができる反面、国から援助を受ける当事者にとっては、訴訟費用を抑制する動機に欠けるという指摘もある。すなわち、法律扶助の受給者にとっては、訴訟費用がどれだけ高額化しても自己負担がないため、弁護士に対して訴訟活動を効率的・短期的に行うよう要求する必要性がない。一方、弁護士の側からすれば、上記のような時間制で報酬が定められているため、こちらも訴訟活動を短期化する動機に欠ける。したがって、このような状況においては、法律扶助制度もまたイギリスの平均審理期間を長期化させてきた要因の1つであろう。

* 法律扶助制度についても、1999年司法へのアクセス法（Access to Justice

Act 1999) により制度改革が図られている。そして、弁護士報酬については、条件付成功報酬制が認められるようになり、徐々にその対象が広げられているほか、新民訴規則では、一部の手続において、トライアルの費用を制限する規定が設けられている。

エ 弁護士強制主義との関係

○ ドイツ

ドイツの地方裁判所では、いわゆる本人訴訟は許されず、弁護士を代理人として代理させなければならない弁護士強制主義が採用されている。この弁護士強制主義は、ドイツの民事訴訟の審理期間を短期化している要因であるとする見解と、長期化している要因であるとする見解とがある。

- * 短期化要因とする見解は、弁護士が代理することにより、審理を能率的に進めることができ、また和解においても法的論争で決着が図りやすくなり、さらに比較的争点の段階で紛争が弁護士の下に持ち込まれることで早期解決が図られているとする。
- * 長期化要因とする見解は、弁護士が代理することにより、裁判所と当事者との距離が遠くなり、直接的な意志疎通が図られず、また和解においても裁判所—弁護士—当事者という二段階の意思確認が必要となるとする。そして、このことを裏付けるものとして、司法統計上、弁護士強制主義が採用されていない区裁判所においては、弁護士が代理している事件と代理していない事件とでは前者の方がより時間が掛かっていることを指摘している。

オ 裁判所の機能の分化・専門化

○ イギリス

近年、請求金額、事件の重要性、事実・法律問題の複雑制等を基準にして、高等法院と県裁判所への事件の振り分けを行い、複雑・専門性の高い事件を高等法院へ、簡単な事件を県裁判所へ誘導している。

- * 新民訴規則は、事件の軽重に応じて訴訟手続を①少額裁判手続 (Small claims, 簡易な事件を対象とし、県裁判所が取り扱う。証拠開示は原則として行わず、審理もヒアリングによる。), ②ファスト・トラック (Fast track, 比較的簡単な事件を対象とし、県裁判所が取り扱う。証拠開示は行わず、審理は原則1日以内のトライアルによる。), ③マルチ・トラック (Multi-track, 複雑な事件を対象とし、高等法院又は県裁判所で取り扱う。証拠開示手続が可能であり、審理は集中審理のトライアルによる。) に分類し、事件に適した訴訟進行をすることとしている。
- * 1995年から2005年までの高等法院女王座部及び県裁判所における新受件数の推移を見ると、高等法院女王座部の新受件数は1999年前後から激減しているのに対し、県裁判所の新受件数はゆるやかな減少にとどまり、2004年からは増加傾向となり、2005年には2000年の水準を回復

している。

高等法院の中でも、事件処理の集中・専門化が従前より図られている。高等法院は女王座部、大法官部及び家庭部に分かれるが、このうち女王座部には、金融、国際取引、仲裁等から生ずる事件を処理する「商事裁判所 (Commercial Court)」, 海事事件を処理する「海事裁判所 (Admiralty Court)」, 建築, 工学技術, コンピュータに関する紛争を処理する「技術及び建築裁判所 (Technology and Construction Court)」が設置されている。また、大法官部にも、知的財産権を専門的に処理する「特許裁判所 (Patents Court)」が設置されている。

このように、高等法院で処理する事件を重大な少数事件に限り、かつ高等法院の中で専門部を設けて専門・集中的に事件を処理していることは、イギリスにおいて、審理期間を短縮化している要因の1つであるとの指摘もある。

○ フランス

民事第一審通常裁判所である大審裁判所等以外にも、各種の裁判所が、(広義の) 民事第一審訴訟に相当する訴訟を担当する。同じ司法裁判所に属するものとして労働裁判所、商事裁判所等が、行政権に属するものとして行政裁判所が設けられている。

大審裁判所以外の各裁判所においては特定の事件を専門的・集中的に扱うことによって効率的な事件処理が可能となる。

カ 弁護士の専門化

○ ドイツ

弁護士の専門化も進み、例えば、医療関係訴訟では、病院側・医師側はもちろんのこと、患者側の弁護士の専門化も進んでおり、そのような患者側弁護士は多数の医師の協力を得ている。また、建築関係訴訟も訴額が高い事件は建築関係訴訟を専門に扱う弁護士がもっぱら担当している。他の分野でも、特許関係、税金関係、家事関係、執行関係等、かなり細かい専門化が進んでおり、その専門分野を名刺等の印刷物にも掲載している者もいるとの報告もある。これらの弁護士の専門化という状況は、弁護士側での事件・知識の集約化、効率化をもた

らし、ひいては民事訴訟の審理期間を短縮しているものと考えられる。

キ 訴訟以外の紛争解決手段（和解を含む。）との関係

○ アメリカ

もともと民事の紛争においては、調停(Mediation)や仲裁(Arbitration)のような多様なADRが利用可能であり、前記2のとおり、近時、陪審によるトライアル及び評決の不確実性ないし予測困難性からトライアル回避の傾向が顕著になっており、当事者がトライアル前の段階で事件を解決するために努力するケースが多く、裁判所もそのような解決を強力に推進している。

- * 事件を担当する裁判所(裁判官)は、原則として事件の中身には関与せず、裁判所が勧める「和解」というのは、裁判所外における和解(Settlement)か、別の裁判官(連邦地裁であれば Magistrate Judge が担当する)が担当して行う和解ということになる。また、調停(Mediation)や仲裁(Arbitration)(これらも、裁判所が運営ないし任命するものと、裁判所とは無関係の私的団体・個人によるものがある。)によって解決が図られることも多く、上記の裁判所の当事者に対する勧奨(指示ないし命令に近い場合もある。)も、このようなものを含んだものである。
- * 今回の調査による関係者からの聴取結果においても、長期化する事件を迅速化するためには、訴訟手続内ではなく、むしろ、調停や仲裁といった訴訟手続外の紛争解決手段(ADR)が適切であるという意見が多く見られた。

○ イギリス

訴訟提起前から当事者間で情報の交換をさせ、訴訟をできるだけ回避するとともに、訴訟となった場合にもその効率的進行ができることを図ることを図るための方策の1つとして、1999年施行の新民訴規則では、訴訟前の当事者間の協議等についての指針(Pre-Action Protocol)を定め、当事者がこれに沿った行動をとることを要求している。

また、アメリカ等と比較すると、必ずしもADRの利用は活発とはいえなかったが、訴訟をできるだけ回避して裁判所の過重な事件負担の減少を図るための方策の一環として、新民訴規則に、ADRを推奨するための規定が盛り込まれている。

- * ①裁判所のケース・マネジメントの1つとして、適切にADRを勧めることが義務付けられ、②当事者もこれに協力しなければならず、③裁判所が訴訟費用の負担を判断する際、当事者のADRによる訴訟の回避・終了に向け

られた努力等も判断要素となることなどが定められている。

イギリスでは、極めて多くの事件が和解で解決している。正確な統計は公表されていないが、最近の報告の中には「おおむね60パーセント以上、裁判所によっては80パーセント以上」とするものや、「95%を超える訴訟事件がトライアルに至る前に和解で解決する」というものもある。

* 2004年の高等法院女王座部における民事第一審訴訟の新受件数に対する判決数の割合は5.1%であり、新受件数と既済件数は必ずしも一致せず、また和解以外の終局類型があることを考慮しても、実際かなりの部分が和解で終結していることがうかがえる。

和解が多い理由としては、①訴訟に要する費用の負担、特にトライアルに要する費用の莫大さ、②相手方からの一定の手続による和解の申出を断った場合、申出のあった和解金額よりも有利な判決を得なければ、和解の申出以後の相手方の訴訟費用（弁護士費用）を負担しなければならないという独特の制度（「新民訴規則第36章の申出（Part 36 Offer）」）、③正式判決を求めるのは、結論がどうしても分からないときや、判例変更を求めるときに限られるという弁護士の意識、などが指摘されている。

* 個々のトライアルに要する費用は、審理時間、事件の複雑さ、バリスターの単価等の諸般の事情によるが、多くの場合、その事件についてのトライアル前の総費用をはるかに上回るとされている。

* 「新民訴規則第36章の申出」とは、新民訴規則施行前からある制度の「ペイメント・イン（payment in）」が発展したものである。

○ フランス

フランスでは、裁判上の和解件数がきわめて少ない。

和解が少ない理由としては、①裁判官が多忙であること、②当事者の主張を受動的に聞いた上で、法的判断を中立的に出すことが裁判官の役割であると認識されていること、③裁判官は事前手続段階では事件内容を把握できない一方、弁論期日で事件内容を把握した後は直ちに判決合議・起案に入ること、④我が国のように最後まで話し合いをすべきという国民意識が薄く、むしろ、訴訟を提起した以上は裁判所の判断で決着したいという意識が強いこと、などといった点が指摘され

ている。

* この和解の少なさについては、審理期間を長くしているという要素と、短くしているという要素の双方が考えられる。和解手続に時間を費やし、和解期日を何度も重ねることがほとんどないことは、審理期間を短期化する要因であるとも言えるが、他方で、審理の途中で和解により終局することなく、ほとんどの事件が判決にまで至るという点では、審理期間を長期化する要因とも言える。この点、必ずしも審理期間の短縮を直接の目的としたものばかりではないが、民事訴訟手続に関する近時の一連の改正の中には、訴訟外の和解的解決を奨励したり、訴訟の過程における和解的解決を奨励するものが見受けられる。

○ ドイツ

ドイツにおける裁判外紛争処理手続（ADR）の活用は、全般的にみると必ずしも積極的であるとはいえないものの、医療関係紛争の分野ではよく用いられている。ドイツでは、医療関係紛争を処理する裁判外紛争処理機関として、医師会の調停所及び鑑定委員会が合計9カ所に設けられている。この調停所及び鑑定委員会の裁判外紛争処理手続は、あくまでも任意の手続であって手続を強制されるものではなく、またその判断にも強制力はないが、患者及び医師双方からの申し立てが可能であり、また手続費用も原則として無料であることなどから、2002年度は合計で1万0887件もの新件が申し立てられている。

* このような裁判外紛争処理手続の活用は、医療関係紛争が裁判所に提起される前の段階で紛争を解決し、結果として裁判所の負担を軽減するものであること、仮に裁判外紛争処理手続で解決できずに裁判所に提訴された場合であってもすでに争点等が整理されているといえることなどから、ドイツにおいて医療関係訴訟の審理期間を短縮する一要因となっていると思われる。

ドイツでは、我が国と比較して、和解で終了する事件の割合がやや少ないが、その理由としては、我が国で行われているいわゆる交互面接方式は採用されていないこと、和解のために新たな期日を何度も重ねていくことは通常行われないこと、ドイツにおいては権利保護保険が一般家庭に広く普及していることなどが指摘されている。

* 必ずしも訴訟迅速化自体を直接の目的としたものではないが、近年、和解を促進させるための法改正がされた。以前の民事訴訟法は、裁判所が紛争の和解的解決に配慮すべきと定められているだけであったのを、2002年1月1日施行の民事訴訟改革法により、裁判所は、明らかに和解の見込みがない場合等を除き、原則として、口頭弁論とは別に和解弁論期日を指定し、和解的な解決を試みなければならないとの義務的和解弁論手続が導入された。

また、裁判所は、裁判所外の紛争仲裁の提案や、書面による和解事項の提案もできるものとされている。

ク 当事者の意識、経済的利害の判断等

○ アメリカ

個人が損害賠償を求める場合、相当数の事件を受任しており事件の着手が遅れることを承知で、なおその種事件の経験豊かな弁護士に依頼しようとするため、事件が滞留する（事件の処理が遅れても大きな不満は出てこない。）。

被告の立場からは、一般的に、手続の進行を遅くしようとするインセンティブが働きやすい。特に、近時、被告側に立つ企業のほとんどが訴訟リスクをカバーする保険に入っており、保険会社の社内弁護士が事件を担当することも多いが、この場合の弁護士報酬は給料制が基本であるため、保険会社としては時間を多くかけることに対する経済的なデメリットが小さい。

* 外部弁護士に依頼する場合でも、保険金として支払うための資金と訴訟費用（弁護士費用）として使用する資金は別個に管理されていて、保険金支払を少なくするために訴訟費用は多額に使っても良いという傾向があったとの指摘もある。

5 若干の考察

以上概観した各国の民事訴訟の審理期間の実情、審理期間に影響を及ぼす要因や背景は、当然のことながら、相互に密接に関連しており、その一部だけをとり上げて論じることは非現実的である。それでも、今回の調査により明らかとなった各国の要因、背景事情等は、我が国の民事訴訟の審理期間に影響を及ぼす要因に関する検討に対しても、興味深い視点を提供してくれると思われるので、以下、若干の指摘を試みる。

(1) 審理期間の段階と裁判所の関与

ア 我が国において民事訴訟の審理期間を考える場合、訴えの提起から終局までの期間の全体をとらえ、その全体について、裁判所が主導的に関与して手続の促進に努める。手続の基本構造は、欧米諸国と同様に当事者主義であるが、その運用においては、裁判所が、争点整理段階から、書証等により事案の内容を把握した上、適正かつ迅速に手続を促進する

方向で積極的に関与し、証拠調べ（人証調べ）についても、裁判所が、必要にして十分な人証に絞り込む（不必要な人証は採用しない）。

裁判所が事案の適正解決にまで配慮しつつ関与する結果、仮に、代理人等の当事者が準備活動を十分に行わない場合、直ちに主張又は立証の制限等の制裁を課すのではなく、更なる期日指定により適正な争点整理を確保する方向に行くことが多い。

- * 判例上、裁判所は、一定の場合には、釈明義務を負うとさえされている。
- * ある意味では、我が国の裁判所は、欧米諸国の裁判所に比べ、相当負担の大きい役割を担っているとも言えるが、その根底には、弁護士選任の有無にかかわらず、当事者側の能力や準備不足等による不利益を当事者に帰するのは酷である、あるいは、当事者側の活動いかんにかかわらず、裁判所は適正な裁判を実現すべきものだとの意識が裁判官にあるようにも思われる。
- * アメリカにおける調査で見られたような、代理人（弁護士）の準備不足又は能力不足による不利益は、そのような代理人を選任した当事者に帰することとなってもやむを得ないという割り切った発想は、弁護士数が少なく、かつ、弁護士の能力、実績に関する情報への十分なアクセスが保障されていない現時点では、国民に受け入れられるかどうか疑問が残る。また、裁判官にしても、弁護士の活動の不十分さにより自己の担当する裁判の内容に問題があっても構わないという意識にはなりにくいように思われる。この点は国民の訴訟観にも関わる問題であろう。

イ これに対し、今回の調査を行った欧米各国では、基本的に、争点整理を当事者主導に委ねる。その結果、審理期間の長短に対する弁護士の利害や弁護士・当事者の準備能力などによっては、審理期間が長期化することから、近年は、伝統的に当事者対抗主義が強かったアメリカ、イギリスにおいても、当事者による争点整理手続の進行について、期限の設定、期限の不遵守に対する制裁等の形で裁判所が積極的に関与するようになってきている。その場合も、裁判所は、事件内容は把握していないため、期限不遵守による制裁を科した場合の事件内容の帰趨には配慮しないこととなろう。

- * このような当事者対抗主義を徹底する立場であっても、決して、事案の適正

な解決に配慮しないのではなく、むしろ、その背景には、事案に最も利害関係を持つ当事者が真剣に主張・立証の応酬を行うことが最も適正な解決に至る途だという考え方がある。その意味で、我が国の制度に比べ、欧米の制度は内容の適正を重んじないといった評価をすることは相当ではないであろう。

- * 期限設定に当たって当事者の都合をどの程度配慮するか、期限不遵守の場合にどの程度厳格に制裁を適用するかという問題については、結局のところ、例外的な病理的場面において筋を通すことが納得されるだけの、制度的バックグラウンド（弁護士数、弁護士情報へのアクセスの容易さ等）、国民の訴訟観に関わる問題であろう。
- * ドイツでは、訴状の段階から争点が整理された状態で提出され、答弁書もそれに対応した内容となっているため、訴状と答弁書で、双方の主張がほぼ出そろっていくことが多く、書証の提出や人証の申し出も早期に提出されるようである。これは、時機に後れた攻撃防御方法の却下の厳格な適用があるためと言われているが、さらに、ドイツにおける弁護士数の多さ（日常的なアクセスの容易さ）、いわゆる契約社会の浸透を基礎とする証拠収集の容易さなどの背景があるのではないかと思われる。

(2) 当事者の自主的解決を促進する視点

ア 我が国においては、調停制度を除くと、ADRの利用が必ずしも活発とはいえず、多種多様な事件が、訴訟の形で裁判所に持ち込まれる。訴訟制度面でも、特に訴訟以外の紛争解決手段の利用を促すような仕組みは講じられていないと言ってよい。訴訟が開始されると、裁判所が主導的立場で争点整理をリードし、証拠調べに熟したら集中証拠調べ（人証調べ）を実施する。その前後の適宜の時期に、裁判所から和解の勧誘がされるが、和解手続も裁判所の主導により進行されている（当事者任せにされることは多くない）。

- * 我が国の民事訴訟制度やその運営においては、入口で他の手続に事件を誘導して訴訟事件の数を絞り込んだり、あるいは、訴え提起後も、できる限り手間暇のかかる証拠調べ（人証調べ）に至る前に別の手段で解決してしまおうといった発想はあまりないように思われる。訴訟上の和解を勧誘することはあるが、それは、裁判所が、事案の内容から見て和解が適切な解決方法だと考える場合

が多く、人証調べを実施後に和解を勧誘することも多い。

イ これに対し、アメリカやイギリスでは、訴え提起前の段階では、できるだけADRの活用に誘引し、訴訟開始後も、できる限りトライアルに至る前に当事者が紛争を解決するインセンティブを与えていく制度だと言することができる。

* 当事者のインセンティブを後押しするような要素として、アメリカにおける陪審によるトライアル・評決の不確実性等の事情、イギリスにおけるトライアル段階での弁護士費用等の訴訟費用の急増及び「新民訴規則第36章の申出」制度の圧力といった事情がある。

* トライアルのコストが高騰する、あるいはトライアルの増加により審理が遅延するといった訴訟当事者の手続へのアクセス障害となる事情がある場合にとのような対応が取られるかを考えてみると、我が国においては、訴訟費用の軽減あるいは裁判官の増員等によりこれらの障害を除去し、トライアルを受ける機会を広く保障する方向に重点を置いた施策が検討される可能性も高いように思われる。これに対し、英米、特にイギリスでは、むしろトライアルに至る事件を減らすことに重点を置いた施策を講じてきているように思われる。このような違いは、弁護士制度や訴訟費用負担システムの違い、当事者が訴訟制度を利用する機会の確保についての認識の違い（コストを要するトライアルは真にこれを必要とする事件に限るべきだといった考え方も根底にあるかと思われる。）など、様々な背景事情の違いにも影響を受けているものと思われる。

(3) 証拠開示、付随手続の在り方を巡る視点

ア 我が国では、アメリカやイギリスのような包括的な証拠開示制度は採用されていない（一定の要件で文書提出命令等が発せられるのみである。）。また、争点整理段階での紛議について、いちいちモーションを申し立てるような制度もない。

* 争点整理自体に裁判所が主導的に関与しているため、このような申立て、裁定といった手続を取るまでもなく、裁判所が直接当事者に指示すれば足りることになる。

* 包括的な証拠開示制度がないということは、場合により、一方当事者の立証活動に不利益を及ぼす可能性はあるが、例えば、近年の医事関係訴訟では、患

者に対するカルテの任意開示や訴え提起前の証拠保全手続により、原告はカルテの写しを所持していることも多い。

- * 証拠開示制度がないと、訴え提起後、当事者の弁論の準備に時間を要する、的確な弁論ができない、あるいは相手の手持ち証拠が分からないために極めて広範な主張をするなどといったケースも考えられ、審理期間を長期化する要因として働く面もあり得る。

イ これに対し、英米、特にアメリカでは、徹底した証拠開示制度となっている。制度本来の趣旨からは、このような徹底した証拠開示制度は、当事者の主張や立証の早期明確化、当事者間の公平の確保といったメリットがあるはずであるが、アメリカでは、消耗戦を挑むような証拠開示請求の応酬がされ、その結果、審理期間が長期化するケースが出ている。

- * このような運用の弊害が出るのは、当事者間の主体性に委ねている証拠開示制度自体の問題点もある（イギリスでは、証拠開示をすべて裁判所の決定に委ねて濫用的運用を回避している。）が、このような運用へのインセンティブを与える弁護士報酬システム、当事者の意識なども重要な因子となっているのではないかと思われる。

(4) 人証調べの在り方を巡る視点

ア 我が国では、約 2 割の事件で人証調べを実施しており、取り調べた人証が多い事件ほど審理期間が長期化する。例えば、建築紛争のように、書証（契約書等）があっても人証によりこれとは異なった内容の事実が立証され、認定される場合も少なくない。また、公図等が整備されていない土地の境界紛争や相続関係の事件のように客観的証拠に乏しく、人証による立証に頼らざるを得ない事件もある。

- * 我が国では、契約書と異なる合意をしていることがないではなく、契約書がある場合に、その内容どおりの実体があるとは必ずしも言えない。また、例えば、近親者間では、紛争に備えて様々な書面を作成しておくといった習慣がないように思われ、書面を作らなかった以上、裁判で不利益に扱われても仕方がないといった認識も一般化しているとは言い難い。

イ 欧米では、我が国と比較すれば、いわゆる契約社会が浸透していると思われ、そのため、契約書その他の書証の有無、その内容により訴訟の

決着を付けることが相当と受け止められることが多く、仮に人証調べをする場合でも、簡潔に実施することが可能となるように思われる。

* アメリカやイギリスにおいて、トライアルに至る前に大多数の紛争が解決される背景には、前記のようなこれを促進するような事情の存在だけでなく、実質的にも、様々な書証が存在し、争点整理の過程で、紛争の実相が明らかになり、トライアルまで行くまでもなく、的確な紛争解決内容に至ることが可能であることが影響しているのではないかと考えられる。

(5) 専門性への対応の視点

ア 我が国では、医事関係訴訟、建築関係訴訟、知的財産訴訟等専門性の高い事件への対応が課題となっている。特に、前二者は、他の事件に比べて平均審理期間が長くなっており、裁判所、弁護士とも、専門性への対応が課題となっている。前記のとおり、裁判所は、争点整理段階から、主導的立場に立って、適正かつ迅速な手続進行を図っており、このような機能を果たすためには、裁判所自身が、専門的知見を備え、あるいはこれを補う手段を確保する必要がある。また、審理において的確な判断をするためには、適切な鑑定人候補者の確保等、鑑定を円滑に実施できる態勢の整備が不可欠である。

* このような専門事件への対応については、裁判所や弁護士の専門性の向上、争点整理段階での専門家の確保及び活用、適切な鑑定人候補者の確保などの面でそれぞれ課題があり、我が国では、これらの専門的知見を有する事件は、審理期間が長期化しやすい事件として認識されている。

イ これに対し、アメリカでは、少なくともインタビューをした関係人の認識では、医事関係訴訟、建築関係訴訟、知的財産訴訟等ということだけで審理期間が長期化するとは認識されていないように思われ、弁護士の専門分化も進んでいる。

また、ドイツやフランスでは、医事関係事件は、鑑定に時間を要し、審理期間が長期化しやすい事件と認識されているが、鑑定人候補者の確保には大きな問題がないと思われる。

* アメリカでは、一定の場合には、トライアルになれば陪審によることになるので、裁判官にとっても、特に専門性への対応困難が審理の長期化につながる

資料 2

という意識にはつながらないとも思われる。

- * 鑑定人候補者の確保については、アメリカ、イギリスでは当事者の責任であって裁判所は責任を負わないと認識されており、ドイツ、フランスでは、それぞれ質と量を備えた鑑定人候補者を確保するシステムができているように思われる。